

岩手県規則第27号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
(代決) 第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。				(代決) 第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。				
(1) 本庁における代決				(1) 本庁における代決				
決裁権者		代決権者		決裁権者		代決権者		
		第1順位者	第2順位者			第1順位者	第2順位者	
[略]				[略]				
部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長		部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、 <u>医療政策室長</u> 、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長		
[略]				[略]				
秘書広報室長	首席調査監又は主管の総括課長			秘書広報室長	副室長	主管の総括課長		
[略]				[略]				
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>国体室長</u> 、廃棄物特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、廃棄物特別対策室長、 <u>医療政策室長</u> 、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]			
[略]				[略]				
(2) 出先機関における代決				(2) 出先機関における代決				
機 関	決裁権者	代決権者		機 関	決裁権者	代決権者		
		第1順位者	第2順位者			第1順位者	第2順位者	
広域振興局	盛岡広域振興局長	主管の部長		盛岡広域振興局長	副局長（第29条第1項各号及び第2項第1号から第5号に掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係るものに限る。）	主管の部長		
		[略]				[略]		
	沿岸広域振興局長	局長があらかじめ指定する副局長（第29条第1項各号、第2項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係るものに限る。）	他の副局長（第29条第1項各号、第2項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係るものに限る。）		沿岸広域振興局長	局長があらかじめ指定する副局長（第29条第1項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係るものに限る。）	他の副局長（第29条第1項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係るものに限る。）	
		[略]		[略]		[略]		
県北広域振興局長	副局長（第29条第1項各号、第2項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事務に係るものに限る。）			県北広域振興局長	副局長（第29条第1項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事務に係るものに限る。）			
	[略]		[略]		[略]			
	盛岡広域振興局副局長	主管の部長			盛岡広域振興局副局長	主管の室長又は管理主幹（室長及び管理主幹を置かない課にあっては、主管の課長）		

県南広域振興局副局長	[略]		
[略]			
土木部長	主管の室長	[略]	
	主管の課長	[略]	
	[略]		
[略]			
大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	[略]		
工業技術集積支援センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する職員
[略]			

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ILC推進監、出納指導監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (4) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ILC推進監、出納指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (5) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ILC推進監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関する事。

(6)～(12) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、本庁の局長（復興局を除く。）にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、国体室長、廃棄物特別対策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第11号を除く。）。

(1)～(15) [略]

2 [略]

(主管室課及び出納局の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課及び出納局の管理課長（復興局にあつては、総務課総括課長）は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(23) [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

2 [略]

3 予算調製課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

4 法務学事課の分掌事務について、部長、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

県南広域振興局副局長	[略]		
[略]			
土木部長	主管の室長	[略]	
	副部長	主管の課長（技術企画に係る事務については、部長があらかじめ指定する職員）	
	主管の課長	[略]	
	[略]		
[略]			
大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	[略]		
[略]			

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ILC推進監、出納指導監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ILC推進監、出納指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ILC推進監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関する事。

(6)～(12) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、本庁の局長（復興局及び国体・障がい者スポーツ大会局を除く。）にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第11号を除く。）。

(1)～(15) [略]

2 [略]

(主管室課及び出納局の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課及び出納局の管理課長（復興局にあつては、総務企画課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長）は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(23) [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

2 [略]

3 財政課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

4 法務学事課の分掌事務について、部長、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 行政文書事務の指導に関する事。

(6) 行政文書の受領、配布及び発送に関する事。

(7) 保存文書の閲覧及び貸出しに関する事。

(8) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関する事。

(9) 毛筆浄書に関する事。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(8) [略]

私学・情報公開課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 行政文書事務の指導に関すること。

(6) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。

(7) 保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。

(8) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。

(9) 毛筆浄書に関すること。

[略]

5・6 [略]

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

防災危機管理担当課長専決事項

(1) 消防防災統計に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

防災消防課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

[略]

8 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

(1)～(9) [略]

(10) 職員の児童手当及び子ども手当の受給資格等の認定に関すること。

(11) 職員の児童手当及び子ども手当の支給に関すること。

(12)～(16) [略]

[略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

分権推進課長専決事項

(1)・(2) [略]

管理課長専決事項

(1) 県土地開発公社の指導監督に関すること。

2～4 [略]

5 地域振興室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

地域情報化担当課長専決事項

(13) [略]

私学・情報公開課長専決事項

(1)～(4) [略]

[略]

5・6 [略]

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

防災危機管理担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

防災消防課長専決事項

(1) 消防防災統計に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

8 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

(1)～(9) [略]

(10) 職員の児童手当の受給資格等の認定に関すること。

(11) 職員の児童手当の支給に関すること。

(12)～(16) [略]

[略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

分権推進課長専決事項

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

5 地域振興室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

地域情報化課長専決事項

(1) [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 産業廃棄物処理業に関すること。

(4) 産業廃棄物処理業者育成センターの業務に関すること。

(5) 県外産業廃棄物の搬入事前協議に関すること。

(6) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること。

資源循環担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

4・5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 製菓衛生師に係る試験の実施に関すること。

(4)～(13) [略]

食の安全安心課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

7 [略]

(保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 医療推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 新感染症に関すること。

総括課長専決事項

(1) 医療相談に関すること。

(2) 病院の使用制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令に関すること。

(3) 公的医療機関の開設者又は管理者に対する施設の利用等の命令に関すること。

(4) 公的医療機関の開設者に対する運営の指示に関すること。

(5) 病院の管理者の変更命令に関すること。

(6) 医療法人の定款又は寄附行為の変更認可及び届出の受理に関すること。

(7) 医療法人、診療エックス線技師、歯科技工士及び准看護師に対する業務停止命令に関すること。

(8) 歯科技工士及び准看護師に係る試験の実施に関すること。

(9) 医業類似行為業者の業務の停止又は禁止に関すること。

(10) 准看護師養成所の指定に関すること。

(11) 県立の看護師養成所の授業料の減免並びに入学選考料、入学科及び寄宿舎料の免除に関すること。

(12) いわてリハビリテーションセンターの管理に関すること。

(13) いわてリハビリテーションセンターに係る退院命令、退所命令等に関すること。

(14) 医師修学資金の貸付に関すること。

(15) 結核等感染症関係の公費負担医療に係る診療報酬支払事務の委託に関すること。

(16) 官庁等が行う予防措置についての協議に関すること。

(17) 感染症の予防計画に関すること。

(18) 感染症指定医療機関の指定に関すること。

医療担当課長専決事項

(1) [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

廃棄物対策担当課長専決事項

(1) 産業廃棄物処理業に関すること。

(2) 産業廃棄物処理業者育成センターの業務に関すること。

(3) 県外産業廃棄物の搬入事前協議に関すること。

(4) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること。

資源循環担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

4・5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 調理師及び製菓衛生師に係る試験の実施に関すること。

(4)～(13) [略]

食の安全安心課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 調理師養成施設の指導に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

[略]

7 [略]

(保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

<p>(1) <u>医療法人からの報告徴収に関すること。</u></p> <p>(2) <u>照射録の提出命令及び検査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>緩和ケアに関すること。</u></p> <p>(4) <u>病院等の開設者に対する検査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>理学療法士及び作業療法士修学資金の貸付けに関すること。</u></p> <p>(6) <u>看護及び助産業務の指導に関すること。</u></p> <p>(7) <u>准看護師養成所への指示に関すること。</u></p> <p>(8) <u>看護職員修学資金の貸付けに関すること。</u></p> <p>感染症担当課長専決事項</p> <p>(1) <u>原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。</u></p> <p>(2) <u>感染症患者に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>(3) <u>感染症の感染防止に係る指示等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>原子爆弾被爆者に対する特別手当等の支給に関すること。</u></p> <p>(5) <u>肝炎治療特別促進事業に係る受給者の認定及び医療費の支払に関すること。</u></p>	<p>2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>登録販売者及び毒劇物取扱者に係る試験の実施に関すること。</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>健康予防担当課長専決事項</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>調理師養成施設の指導に関すること。</u></p> <p>[略]</p>
<p>3 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>調理師、登録販売者及び毒劇物取扱者に係る試験の実施に関すること。</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>健康予防担当課長専決事項</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>調理師養成施設の指導に関すること。</u></p> <p>[略]</p>	<p>3 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>登録販売者及び毒劇物取扱者に係る試験の実施に関すること。</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>健康予防担当課長専決事項</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>[略]</p>
<p>4 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>生活困窮者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人及び一般財団法人の監督に関すること。</u></p> <p>(5)～(13) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>生活困窮者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の監督に関すること。</u></p> <p>(5)～(13) [略]</p> <p>[略]</p>
<p>5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>老人に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人及び一般財団法人の監督に関すること（地域福祉課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>[略]</p>	<p>4 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>老人に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の監督に関すること（地域福祉課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>[略]</p>
<p>6 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく医療機関の指定に関すること（更生医療に係るものに<u>限る</u>。）。</u></p> <p>(3) <u>障害者自立支援法に基づく指定の辞退及び取消しの公示に関すること（広域振興局長への委任事項を除く。）。</u></p> <p>[略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>身体障害者、心身障害児、知的障害者及び精神障害者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人及び一般財団法人の監督に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p>	<p>5 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）に基づく医療機関の指定に関すること（<u>精神通院医療</u>に係るものを<u>除く</u>。）。</u></p> <p>(3) <u>障害者総合支援法に基づく指定の取消しの公示に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>(4) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児入所施設（同法に基づく指定医療機関を除く。）の指定の取消しの公示に関すること。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>身体障害者、心身障害児、知的障害者及び精神障害者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の監督に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p>

(13) [略]

(14) [略]

療育精神担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び障害者自立支援法の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること（精神障害者に係るものに限る。）。

(3) [略]

障がい福祉担当課長専決事項

(1) 障害者自立支援法の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること（身体障害者に係るものに限る。）。

7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 児童及び母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人及び一般財団法人の監督に関すること。

(4) [略]

[略]

少子化担当課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 指定養育医療機関、指定育成医療機関及び指定療育機関の指定に関すること。

(10)・(11) [略]

(12) 児童手当及び子ども手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

こころの支援・療育担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び障害者総合支援法の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること（精神障害者に係るものに限る。）。

(3) [略]

障がい福祉担当課長専決事項

(1) 障害者総合支援法の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること（身体障害者に係るものに限る。）。

6 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 児童及び母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の監督に関すること。

(4) [略]

[略]

少子化担当課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 指定養育医療機関及び指定療育機関の指定に関すること。

(10)・(11) [略]

(12) 児童手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(13) [略]

7 医療政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 新感染症に関すること。

(2) 医療相談に関すること。

(3) 病院の使用制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令に関すること。

(4) 公的医療機関の開設者又は管理者に対する施設の利用等の命令に関すること。

(5) 公的医療機関の開設者に対する運営の指示に関すること。

(6) 病院の管理者の変更命令に関すること。

(7) 医療法人、診療エックス線技師、歯科技工士及び准看護師に対する業務停止命令に関すること。

(8) 医薬類似行為業者の業務の停止又は禁止に関すること。

(9) いわてリハビリテーションセンターに係る退院命令、退所命令等に関すること。

(10) 結核等感染症関係の公費負担医療に係る診療報酬支払事務の委託に関すること。

(11) 官庁等が行う予防措置についての協議に関すること。

(12) 感染症の予防計画に関すること。

(13) 感染症指定医療機関の指定に関すること。

医務課長専決事項

(1) 医療法人の定款又は寄附行為の変更認可及び届出の受理に関すること。

(2) 医療法人からの報告徴収に関すること。

(3) 照射録の提出命令及び検査に関すること。

(4) 病院等の開設者に対する検査に関すること。

(5) 医師修学資金の貸付けに関すること。

(6) 理学療法士及び作業療法士修学資金の貸付けに関すること。

(7) 准看護師養成所の指定に関すること。

(8) 県立の看護師養成所の授業料の減免並びに入学選考料、入学科及び寄宿舎料の免除に関すること。

(9) 看護及び助産業務の指導に関すること。

(10) 准看護師養成所への指示に関すること。

(11) 看護職員修学資金の貸付けに関すること。

(12) 准看護師に係る試験の実施に関すること。

地域医療推進課長専決事項

(1) 地域医療体制の整備及び推進に関すること。

(2) へき地医療対策その他の特定医療対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) いわてリハビリテーションセンターの管理に関すること。

(4) 歯科技工士に係る試験の実施に関すること。

感染症担当課長専決事項

- (1) 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。
- (2) 感染症患者に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること。
- (3) 感染症の感染防止に係る指示等に関すること。
- (4) 原子爆弾被爆者に対する特別手当等の支給に関すること。
- (5) 肝炎治療特別促進事業に係る受給者の認定及び医療費の支払に関すること。

(商工労働観光部の室長、総括課長、特命参事、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 商工企画室の分掌事務について、特命参事及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

。

管理課長専決事項

- (1)～(9) [略]

自動車産業振興課長専決事項

- (1) 自動車関連産業の振興施策に関すること。
- (2) 自動車関連産業に係る人材の育成に関すること。
- (3) 自動車関連企業誘致の推進施策に関すること。

特命参事専決事項

- (1) [略]

2 [略]

3 科学・ものづくり振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)・(2) [略]
- (3) ものづくり産業の振興施策に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。
- (4) [略]
- (5) ものづくりに係る人材の育成に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

[略]

4・5 [略]

6 企業立地推進課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 企業誘致の推進施策に関すること(商工企画室の主管に属するものを除く。)。
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) 県土地開発公社の指導監督に関すること。

7 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2～9 [略]

10 林業振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

。

総括課長専決事項

- (1)～(4) [略]
- (5) 林業構造の改善対策の推進に関すること。

[略]

林業担当課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 林業構造の改善対策の実施に関すること。

11～15 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 [略]

2・3 [略]

4 道路環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

。

総括課長専決事項

- (1)・(2) [略]
- (3) 兼用工作物の管理に係る裁定に関すること。
- (4)・(5) [略]
- (6) 自動車専用道路の指定及び海部除に関すること。
- (7)～(12) [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、特命参事、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 商工企画室の分掌事務について、特命参事及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

。

管理課長専決事項

- (1)～(9) [略]

特命参事専決事項

- (1) [略]

2 [略]

3 科学・ものづくり振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)・(2) [略]
- (3) ものづくり産業の振興施策に関すること。
- (4) [略]
- (5) ものづくりに係る人材の育成に関すること。

[略]

4・5 [略]

6 企業立地推進課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 企業誘致の推進施策に関すること。
- (2) [略]
- (3) 低開発地域工業開発の促進に関すること。
- (4) [略]
- (5) [略]

7 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2～9 [略]

10 林業振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

。

総括課長専決事項

- (1)～(4) [略]
- (5) 森林・林業・木材産業づくり交付金事業の推進に関すること。

[略]

林業担当課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 森林・林業・木材産業づくり交付金事業の実施に関すること。

11～15 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 [略]

2・3 [略]

4 道路環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

。

総括課長専決事項

- (1)・(2) [略]
- (3) 兼用工作物の管理に係る協議及び協議の内容の公示に関すること。
- (4)・(5) [略]
- (6) 自動車専用道路及び自転車専用道路等の指定に関すること。
- (7)～(12) [略]

(13) 道路歩行環境整備事業に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) 交通安全施設等整備事業に関すること。

(17) [略]

(18) [略]

[略]

5・6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(8) [略]

[略]

8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(22) [略]

[略]

10・11 [略]

(復興局の総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第27条の2 総務課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る広報及び県民運動に関すること。

(2) 他の都道府県の職員の受入れに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

2 企画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

計画担当課長専決事項

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る計画の進行管理に関すること。

3 まちづくり再生課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

まちづくり再生課長専決事項

(1) [略]

4 [略]

5 [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 交通安全施設等の整備事業に関すること。

(16) [略]

(17) [略]

[略]

5・6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 低炭素まちづくり計画に関すること。

[略]

8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(22) [略]

(23) 低炭素建築物の普及の促進に関すること。

[略]

10・11 [略]

(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)

第27条の2 総務企画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る広報及び県民運動に関すること。

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

管理担当課長専決事項

(1) 他の都道府県の職員の受入れに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

計画担当課長専決事項

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る計画の進行管理に関すること。

2 まちづくり再生課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

まちづくり再生担当課長専決事項

(1) [略]

3 [略]

4 [略]

(国体・障がい者スポーツ大会局の局長、副局長及び総括課長の専決事項)

第27条の3 総務課の分掌事務について、局長、副局長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

(1) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第16回全国障害者スポーツ大会（以下「障害者スポーツ大会」という。）の開催準備の総合的な企画に関すること。

副局長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の開催準備の総合的な調整に関すること。

総括課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の広報及び県民運動に関すること。

2 施設課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 国体の競技施設に関すること。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典会場の管理に関すること。

(3) 国体及び障害者スポーツ大会に係る輸送及び交通に関すること。

(広域振興局長専決事項)

第29条 広域振興局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

2 前項に定めるもののほか、県南広域振興局長、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 副局長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (2) 副局長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 副局長の休暇その他の服務に関すること。

3 第1項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項（沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長にあつては、副局長の権限に係るものを除く。）を専決することができる。

(1) 事務処理組織（組織規則第3章第2節第2款に規定する広域振興局の部等の分掌事務を処理するため、広域振興局長が所掌事務を指定の上、組織規則第19条第1項に規定する室、課及び所に編成する事務処理上の組織体をいう。以下同じ。）の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。

(2)～(11) [略]

(副局長専決事項)

第30条 県南広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域振興局の担当事務の処理方針の決定に関すること。
- (2) 所管区域内の出先機関の事務の連絡調整に関すること。
- (3) 事務処理組織の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。
- (4) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (5) 特定非営利活動法人の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。
- (6) 特定非営利活動法人の監督に関すること。
- (7) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。
- (8) 設計額2億5,000万円以上5億円未満の県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）に関すること。
- (9) 補助金交付要綱等に関すること（広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。）。
- (10) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (11) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (12) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに室長（保健福祉環境部保健福祉室長に限る。）の服務に関すること。
- (13) その他前各号に準ずる事項

2 沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センター（宮古市に駐在する沿岸広域振興局副局長にあつては、岩泉土木センターを含む。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 担当事務の処理方針の決定に関すること。
- (2) 出先機関の事務の連絡調整に関すること。
- (3) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (4) 特定非営利活動法人の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定

(4) 国体及び障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生に関すること。

3 競技式典課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 国体の競技運営に関すること。
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典に関すること。

(広域振興局長専決事項)

第29条 広域振興局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

- (8) 副局長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (9) 副局長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (10) 副局長の休暇その他の服務に関すること。
- (11) [略]

2 前項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務処理組織（組織規則第3章第2節第2款に規定する広域振興局の部等の分掌事務を処理するため、広域振興局長が所掌事務を指定の上、組織規則第19条第1項に規定する室、課及び所に編成する事務処理上の組織体をいう。以下同じ。）の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。
- (2) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (4) 部長及び局付の休暇その他の服務に関すること。
- (5) 補助金交付要綱等に関すること（広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。）。
- (6) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。
- (7) その他前各号に準ずる事項

3 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項（副局長の権限に係るものを除く。）を専決することができる。

(1) 事務処理組織の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。

(2)～(11) [略]

(副局長専決事項)

第30条 広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長にあつては、駐在場所を所管する行政センター（宮古市に駐在する沿岸広域振興局副局長にあつては、岩泉土木センターを含む。以下同じ。）に係るものに限る。

- (1) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。
- (3) 特定非営利活動法人の監督に関すること。
- (4) 設計額が2億5000万円以上5億円未満の県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の請負契約に係る競争入札参加の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）に関すること。
- (5) その他前各号に準ずる事項

2 前項に定めるもののほか、盛岡広域振興局副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 所管区域内の出先機関の事務の連絡調整に関すること。

に関すること。

(5) 特定非営利活動法人の監督に関すること。

(6) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(7) 設計額2億5,000万円以上5億円未満の県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）

の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）に関すること。

(8) その他前各号に準ずる事項

3 前項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センターに係る次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(2) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の休暇その他の服務及び行政センターに置く室の長（農業改良普及室長を除く。）の服務に関すること。

#### 4 [略]

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡広域振興局の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長及び土木部の土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 室、所又は課の事務（沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹及び土木部の土木センター副所長にあつては、担当する事務）の処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部の調整課長及びダム管理事務所長、盛岡広域振興局の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局土木部土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	経営企画部県税室長、保健福祉環境部保健福祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の県税部の納税室長及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室長、道路河川室長及び建築住宅室長並びに経営企画部の企画推進課長、産業振興課長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに盛岡広域振興局林務部林業振興課長、 <u>県南広域振興局総務部総務課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹並びに水産部水産調整課長</u>
----------	--

3 第1項に定めるもののほか、県南広域振興局副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 広域振興局の担当事務の処理方針の決定に関すること。

(2) 所管区域内の出先機関の事務の連絡調整に関すること。

(3) 事務処理組織の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。

(4) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(5) 補助金交付要綱等に関すること（広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。）。

(6) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(7) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに室長（保健福祉環境部保健福祉室長に限る。）の服務に関すること。

(9) その他前各号に準ずる事項

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センターに係る次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 担当事務の処理方針の決定に関すること。

(2) 出先機関の事務の連絡調整に関すること。

(3) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(4) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(5) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(6) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の休暇その他の服務及び行政センターに置く室の長（農業改良普及室長を除く。）の服務に関すること。

(7) その他前各号に準ずる事項

#### 5 [略]

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡広域振興局の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 室、所又は課の事務（沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹並びに土木部の副部長及び土木センター副所長にあつては、担当する事務）の処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部の調整課長及びダム管理事務所長、盛岡広域振興局の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	経営企画部県税室長、保健福祉環境部保健福祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の県税部の納税室長及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室長、道路河川室長及び建築住宅室長並びに経営企画部の企画推進課長、産業振興課長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに盛岡広域振興局林務部林業振興課長、 <u>県南広域振興局総務部総務課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹、水産部水産調整課長並びに土木部副部長</u>
----------	---

センターに置く室の長等	経営企画部地域振興センターの県税室長及び管理主幹、 <u>農林部又は農政部の農林振興センター林務室長、</u> 県北広域振興局農政部農林振興センター農村整備室長並びに沿岸広域振興局土木部土木センターの副所長及びダム建設事務所長
-------------	---

センターに置く室の長等	経営企画部地域振興センターの県税室長及び管理主幹、 <u>農政部又は農林部の農林振興センターの農村整備室長及び林務室長</u> 並びに沿岸広域振興局土木部土木センターの副所長及びダム建設事務所長
-------------	---

3 [略]

(経営企画部長等専決事項)

第33条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長並びに経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部長	総務部長	経営企画部地域振興センター所長	総務部総務センター所長	
[略]					
4 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(請負契約の締結に係るものを除く。)及び随意契約に係る見積書の徴収に関する事。		○	○	○	
5 建設関連業務(地方公所の長が執行するものに限る。)の委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(委託契約の締結に係るものを除く。)及び随意契約に係る見積書の徴収に関する事。		○	○	○	

3 [略]

(経営企画部長等専決事項)

第33条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長並びに経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部長	総務部長	経営企画部地域振興センター所長	総務部総務センター所長	
[略]					
4 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(請負契約の締結に係るものを除く。)及び随意契約に係る見積書の徴収に関する事。	○	○	○	○	県南広域振興局経営企画部長を除く。
5 建設関連業務(地方公所の長が執行するものに限る。)の委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(委託契約の締結に係るものを除く。)及び随意契約に係る見積書の徴収に関する事。	○	○	○	○	県南広域振興局経営企画部長を除く。

2・3 [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、広域振興局農政部及び農政部農林振興センターの農村整備室長並びに沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹にあつては同項の表16の項から28の項までに掲げる事項(農業農村整備事業に係るものに限る。)を、宮古農林振興センター及び二戸農林振興センターの林務室長にあつては同表19の項、20の項、26の項から28の項まで(治山事業等に係るものに限る。)及び35の項から37の項までに掲げる事項を、林務室岩泉林務出張所長にあつては同表19の項(設計額1,000万円未満のものに限る。)、35の項及び36の項に掲げる事項を専決することができる。

3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第5において同じ。)にある者が専決できる事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

[略]	
センターに置く室の長	二戸農林振興センター農村整備室長

4 [略]

(工業技術集積支援センター所長専決事項)

第48条 工業技術集積支援センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車関連産業創出推進事業に係る補助金の交付決定等に関する事(自動車関連産業創出推進事業費補助金に係るものを除く。)。

2・3 [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、広域振興局農政部、農政部農林振興センター及び農林部農林振興センターの農村整備室長並びに沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹にあつては同項の表16の項から28の項までに掲げる事項(農業農村整備事業に係るものに限る。)を、宮古農林振興センター及び二戸農林振興センターの林務室長にあつては同表19の項、20の項、26の項から28の項まで(治山事業等に係るものに限る。)及び35の項から37の項までに掲げる事項を、林務室岩泉林務出張所長にあつては同表19の項(設計額1,000万円未満のものに限る。)、35の項及び36の項に掲げる事項を専決することができる。

3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第5において同じ。)にある者が専決できる事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

[略]	
センターに置く室の長	農政部又は農林部の農林振興センター農村整備室長

4 [略]

第48条 削除

(2) ものづくり高度技術者育成支援事業の決定等に関すること。

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条―第32条関係）

事務	専決権者				備考
	副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]					
18 1億5,000万円以上の補助金又は交付金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合及び地域経営推進費に係るものを除く。）	[略]				
19 1億5,000万円未満の補助金又は交付金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合及び地域経営推進費に係るものを除く。）	[略]				次に掲げる者に限る。 1 部に置く室の長等にあつては、農政部農村整備室長及び経営企画部管理主幹 2 センターに置く室の長等にあつては、地域振興センター管理主幹、宮古農林振興センター林務室長並びに二戸農林振興センターの農村整備室長及び林務室長
20 地域経営推進費に係る決定に関すること（別に定めるものを除く。）	[略]				

[略]

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第5条、第30条、第33条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]							
16 [略]	[略]						

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条―第32条関係）

事務	専決権者				備考
	副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]					
18 1億5,000万円以上の補助金又は交付金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）	[略]				
19 1億5,000万円未満の補助金又は交付金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）	[略]				次に掲げる者に限る。 1 部に置く室の長等にあつては、農政部農村整備室長及び経営企画部管理主幹 2 センターに置く室の長等にあつては、地域振興センター管理主幹、宮古農林振興センター林務室長、大船渡農林振興センター農村整備室長並びに二戸農林振興センターの農村整備室長及び林務室長
20 地域経営推進費の事業の採択に関すること（別に定めるものを除く。）	[略]				

[略]

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第5条、第30条、第33条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]							
17 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平	第9条第1項	経営革新計画の承認		○		総務部長を除く。	
	第10条第1項	経営革新計画の変更の承認		○			

17	[略]	[略]							
18	[略]	[略]							
19	[略]	[略]							
20	[略]	[略]							
21	[略]	[略]							
22	[略]	[略]							
23	貸金業法 (昭和58年 法律第32号 )の施行に 関する事務	第24条の6 の10第1項 及び第3項	報告の徴収及 び立入検査		○				総務部長を除く。
	[略]								

[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
44	社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事務	第43条第1項 第56条第1項	報告の徴収又は検査（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）		○		県南広域振興局保健福祉環境部長に限る。
		第43条第3項及び第62条第1項	[略]				[略]
		第70条	報告の徴収、検査又は調査（軽費老人ホームを営む事業並びに第2条第2項第4号及び第5号並びに同条第3項第5号及び第6号に掲げる事業を営む者に対する場合に限る。）		[略]		
45	社会福祉法施行規則（昭和26年	第11条第1項	台帳の備付		○		県南広域振興局保健福祉環境部長に限る。

成11年法律第18号)の施行に関する事務	第37条第1項	調査		○			
	第38条第1項	報告の徴収		○			
18	[略]	[略]					
19	[略]	[略]					
20	[略]	[略]					
21	[略]	[略]					
22	[略]	[略]					
23	[略]	[略]					
	[略]						

[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
44	社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事務	第43条第1項	[略]				
		第43条第3項及び第62条第1項	[略]				[略]
		第70条	報告の徴収、検査又は調査（軽費老人ホームを営む事業及び第2条第3項第5号に掲げる事業を営む者に対する場合に限る。）		[略]		
45	削除						

厚生省令第28号)の施行に関する事務									
[略]									
49 老人福祉法の施行に関する事務	[略]	[略]							
50 介護保険法(平成9年法律第123号)の施行に関する事務	[略]	第46条第1項及び第48条第1項	指定(介護療養型医療施設に係るものを除く。)	[略]	[略]				
	[略]	第70条第5項	[略]						
	第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む。)、第79条の2第1項、第86条の2第1項及び第107条の2第1項	[略]							
	第71条第1項及び第72条第1項(第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	[略]							
	第75条、第78条の2第2項、第78条の11、第82条、第89条、第99条、第105条において準用する医療法第9条第2項、第111条、第115条の5、第115条の	[略]							

[略]									
49 老人福祉法の施行に関する事務	[略]	第18条第1項及び第2項並びに第29条第9項	[略]						
50 介護保険法(平成9年法律第123号)の施行に関する事務	[略]	第46条第1項及び第48条第1項	指定	[略]	[略]				
	[略]	第70条第6項	[略]						
	第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む。)、第79条の2第1項及び第86条の2第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下この項において「改正前の法」という。)	第107条の2第1項	[略]						
	第70条の3第1項及び改正前の法第108条第8項	指定の変更		○				○	
	第71条第1項及び第72条第1項(第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	[略]							
	第75条、第78条の2第2項、第78条の11、第82条、第89条、第99条、第105条において準用する医療法第9条第2項、第115条の5、第115条の	[略]							

	20、第115条の32第2項第1号並びに第115条の32第3項及び第4項								
	第75条の2第1項、第78条の6第2項、第82条の2第1項、第89条の2第1項、第99条の2第1項、第111条の2第1項、第115条の6第1項、第115条の16第2項及び第115条の26第2項	[略]							
	第76条、第83条、第90条、第100条、第112条、第115条の7及び第115条の33	[略]							
	[略]								
	第104条の2	[略]					[略]		
	第108条第1項	指定の変更		○			○		
	[略]								
51 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行に関する事務	[略]	[略]					[略]		
	第10条第2項	[略]							
	第12条の3第2項	身体障害者相談員の委託		○		○	○		1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。 2 センター所長にあつては、一関係保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長を除く。
	第26条	[略]							
	[略]								
52 障害者自立支援法の施行に関する事務	[略]	[略]					[略]		
	第46条、第51条の2第2項第1号、第3項及び第4項、第51条の25第1項及び第2項、第51条の31第2項第1号、第3項及び第4項、第79条第2項から第4項まで並びに第83条第3項	[略]							

	条の32第2項第1号並びに第115条の32第3項及び第4項並びに改正前の法第111条								
	第75条の2第1項、第78条の6第2項、第82条の2第1項、第89条の2第1項、第99条の2第1項、第115条の6第1項、第115条の16第2項及び第115条の26第2項並びに改正前の法第111条の2第1項	[略]							
	第76条、第83条、第90条、第100条、第115条の7及び第115条の33並びに改正前の法第112条	[略]							
	[略]								
	第104条の2	[略]					[略]		
	[略]								
51 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行に関する事務	[略]	[略]					[略]		
	第10条第2項	[略]							
	第26条	[略]							
	[略]								
52 障害者総合支援法の施行に関する事務	[略]	[略]					[略]		
	第46条、第47条、第51条の2第2項第1号、第3項及び第4項、第51条の25第1項及び第2項、第51条の31第2項第1号、第3項及び第4項、第79条第2項から第4項まで並びに第83条第	[略]							

	[略]								
	第51条第1号及び第2号並びに第51条の30第1項第1号及び第2号	[略]							
	[略]								
	第88条第9項	[略]							
	第88条第10項	[略]							
	[略]								
	第94条	[略]							部長にあつては、 <u>県南広域振興局及び沿岸広域振興局の保健福祉環境部長に限る。</u>
53 障害者立	第3条の2	届出の受理			○			○	センター所長にあつては、 <u>花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。</u>
	支援法施行細則（平成18年岩手県規則第102号）の施行に関する事務								
	[略]								
56 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	第31条	[略]							[略]
	第50条	精神障害者社会適応訓練事業の実施			○	○	○		
57 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の施行に関する事務	第11条第1項	[略]							
	第15条の2第2項	知的障害者相談員の委託			○	○	○		1 部長にあつては、 <u>沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。</u> 2 センター所長にあつては、 <u>一関保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長を除く。</u>
	第25条第1号及び第2号	[略]							
	[略]								
59 児童福祉法の施行に関する事務	第21条の5の19第1項及び第2項、第21条の5の25第2項第1号、第3項及び第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）	[略]							

	3項								
	[略]								
	第51条第1号から第3号まで並びに第51条の30第1項第1号及び第2号	[略]							
	[略]								
	第88条第10項	[略]							
	第88条第11項	[略]							
	[略]								
	第94条	[略]							部長にあつては、 <u>沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。</u>
53 削除									
	[略]								
56 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	第31条	[略]							[略]
57 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の施行に関する事務	第11条第1項	[略]							
	第25条第1号及び第2号	[略]							
	第28条の2第2項	助言その他の援助			○			○	センター所長にあつては、 <u>花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。</u>
	[略]								
59 児童福祉法の施行に関する事務	第21条の5の19第1項及び第2項、第21条の5の25第2項第1号、第3項及び第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）	[略]							



									所長	に置く室の長
[略]										
6の2 原木し	[略]									
いたけ経営緊急支援資金貸付規則（平成24年岩手県規則第40号）の施行に関する事務	第9条	[略]								
[略]										
8 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）の施行に関する事務	第22条の8第1項及び第22条の11第1項	[略]								
[略]										

[略]

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
1 市町村が行う補助工事の指導監督に関する事務	[略]						岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長にあっては、 <u>建築住宅課の所管に係るものを除く。</u>
[略]							
20 河川法の施行に関する事務	第23条	次に掲げる流水の占用の許可（更新の場合に限る。）  (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略]	[略]				
	[略]						
	第30条	工事の完成検査又は承認。ただし、次に掲げる工作物に係る検査を除く。	[略]				

									所長	に置く室の長
[略]										
6の2 原木し	[略]									
いたけ経営緊急支援資金貸付規則（平成24年岩手県規則第40号）の施行に関する事務	第9条第1項	[略]								
[略]										
8 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）の施行に関する事務	第60条第1項及び第63条第1項	[略]								
[略]										

[略]

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
1 市町村が行う補助工事の指導監督に関する事務	[略]						<u>センター所長にあっては、岩手土木センター所長（建築住宅課の所管に係るものに限る。）及び千厩土木センター所長を除く。</u>
[略]							
20 河川法の施行に関する事務	第23条	次に掲げる流水の占用の許可（更新の場合に限る。） (1) <u>最大出力が200キロワット未満の発電のための流水の占有</u> (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略]	[略]				
	[略]						
	第30条	工事の完成検査又は承認。ただし、次に掲げる工作物に係る検査を除く。	[略]				

	(1) 発電を目的とする工作物 (2)～(5) [略]	
第31条	届出の受理及び原状回復等の命令。ただし、次に掲げる工作物に係るものを除く。 (1) 発電を目的とする工作物 (2)～(5) [略]	[略]
[略]		

[略]	
65 [略]	[略]
65の2 [略]	[略]
65の3 [略]	[略]
65の4 [略]	[略]
[略]	

別表第9 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る土木部ダム管理事務所長等専決事項（第5条、第31条、第39条関係）

事務	条項	内容	備考
[略]			
2 河川法の施行に関する事務（広域振興局土木部ダム管理事務所及びダム建設事務所並びに広域振興局土木部土木センターダム建設事務所が管理する区域（以下「管理区域」という。）に係るものに限る。）	[略]		
	第23条	次に掲げる流水の占有の許可（更新の場合に限る。）  (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略]	
	第30条	工事の完成検査又は承認。ただし、次に掲げる工作物に係る検査を除く。 (1) 発電を目的とする工作物 (2)～(5) [略]	
	第31条	届出の受理及び原状回復等の命令。ただし、次に掲げる工作物に係るものを除く。 (1) 発電を目的とする工作物 (2)～(5) [略]	
[略]			

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
----	----	----	----

	(1) <u>最大出力が200キロワット以上の発電を目的とする工作物</u> (2)～(5) [略]	
第31条	届出の受理及び原状回復等の命令。ただし、次に掲げる工作物に係るものを除く。 (1) <u>最大出力が200キロワット以上の発電を目的とする工作物</u> (2)～(5) [略]	[略]
[略]		

[略]	
65 [略]	[略]
65の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年岩手県規則第54号）の施行に関する事務	第4条 不認定の通知  ○ ○ センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
65の3 [略]	[略]
65の4 [略]	[略]
65の5 [略]	[略]
[略]	

別表第9 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る土木部ダム管理事務所長等専決事項（第5条、第31条、第39条関係）

事務	条項	内容	備考
[略]			
2 河川法の施行に関する事務（広域振興局土木部ダム管理事務所及びダム建設事務所並びに広域振興局土木部土木センターダム建設事務所が管理する区域（以下「管理区域」という。）に係るものに限る。）	[略]		
	第23条	次に掲げる流水の占有の許可（更新の場合に限る。） (1) <u>最大出力が200キロワット未満の発電のための流水の占有</u> (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略]	
	第30条	工事の完成検査又は承認。ただし、次に掲げる工作物に係る検査を除く。 (1) <u>最大出力が200キロワット以上の発電を目的とする工作物</u> (2)～(5) [略]	
	第31条	届出の受理及び原状回復等の命令。ただし、次に掲げる工作物に係るものを除く。 (1) <u>最大出力が200キロワット以上の発電を目的とする工作物</u> (2)～(5) [略]	
[略]			

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
----	----	----	----

保健所長	[略]		
	10 [略]	[略]	
	11 [略]	[略]	
	[略]		
	47 調理師法（昭和33年法律第147号）の施行に関する事務	第5条第1項	名簿への登録
		第5条の2第1項	届出の受理
	48 調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の施行に関する事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	第11条第2項	名簿の訂正
		第12条	登録の消除
		第14条第4項及び第15条	免許証の返納の受理
	[略]		
	56 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略]	[略]
		第69条第1項、第2項及び第3項	[略]
		[略]	[略]
[略]			
59 障害者自立支援法の施行に関する事務	第8条第2項	[略]	
	第10条第1項	[略]	
	第11条第1項及び第2項	[略]	
	第54条第1項及び第2項	自立支援医療費の支給認定等（育成医療に係るものに限る。）	

保健所長	[略]		
	10 [略]	[略]	
	10の2 調理師法（昭和33年法律第147号）の施行に関する事務	第5条第1項	名簿への登録
		第5条の2第1項	届出の受理
	10の3 調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の施行に関する事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	第11条第2項	名簿の訂正
		第12条	登録の消除
		第14条第4項及び第15条	免許証の返納の受理
	11 [略]	[略]	
	[略]		
	47 削除		
	48 削除		
	[略]		
	56 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略]	[略]
第69条第1項から第4項まで		[略]	
[略]		[略]	
[略]			
59 障害者総合支援法の施行に関する事務	第8条第2項（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第35号。以下この表において「改正政令」という。）附則第2条ただし書においてなお従前の例によることとされる場合を含む。）	[略]	
	第10条第1項（改正政令附則第2条ただし書においてなお従前の例によることとされる場合を含む。）	[略]	
	第11条第1項及び第2項（改正政令附則第2条ただし書においてなお従前の例によることとされる場合を含む。）	[略]	

		第54条第3項	自立支援医療受給者証の交付 (育成医療に係るものに限る。)				
		第56条第2項及び第4項	支給認定の変更の認定等(育成医療に係るものに限る。)				
		第57条	[略]			第57条(改正政令附則第2条ただし書においてなお従前の例によることとされる場合を含む。)	[略]
		[略]				[略]	
	[略]						
	65 母子保健法の施行に関する事務	第8条	[略]			第8条	[略]
		第18条	届出の受理				
		第19条第1項及び第3項	訪問指導及び通知				
		第20条第1項	養育医療の給付の決定				
岩手県福祉総合相談センター所長	[略]						
	2 児童福祉法の施行に関する事務	[略]				[略]	
		第21条の5の20第1項及び第24条の14の2第1項	[略]			第21条の5の20第1項(第24条の14の2において準用する場合を含む。)	[略]
		[略]				[略]	
		第31条第2項、第3項及び第4項	[略]			第31条第2項及び第3項	[略]
		[略]				[略]	
		第57条の2第1項及び第2項	[略]			第57条の2第3項及び第4項	[略]
		第57条の3第1項	[略]			第57条の3第2項	[略]
		第57条の4	[略]			第57条の4第2項	[略]
	[略]						
児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]				[略]	
		第21条の5の20第1項及び第24条の14の2第1項	[略]			第21条の5の20第1項(第24条の14の2において準用する場合を含む。)	[略]
		[略]				[略]	
		第31条第2項、第3項及び第4項	[略]			第31条第2項及び第3項	[略]
		[略]				[略]	
		第57条の3第1項	[略]			第57条の3第2項	[略]
		第57条の4	[略]			第57条の4第2項	[略]
	[略]						
	[略]						
	備考 保健所長の款65の項中第18条並びに第19条第1項及び第3項の事務については、大船渡保健所長を除く。						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。